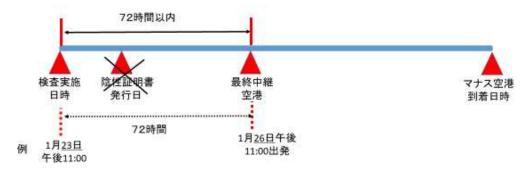
令和3年1月25日

- ●空路でキルギスへ入国する際に必要な PCR 検査陰性証明書の有効起算日時が変更となります。
- ●キルギス保健省によると、令和3年1月23日から、キルギスへ出発する飛行機に搭乗する72時間(3日間)以内に発行された PCR 検査陰性証明書(以下「陰性証明書」とします。)の提示が必要となります。
- ●従来、キルギス政府は、陰性証明書の有効起算日を<u>陰性証明書発行日から3</u> 日以内のものとしていましたが、キルギス保健省の補足説明によると、起点日 時は<u>検査実施日時</u>となります。具体的には以下のとおりです。しかし状況は流 動的ですので、常に最新の情報を確認してください。



【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所 在 地:ビシュケク市ラザコヴァ通り 16番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号:(0312) 300050 / 300051 FAX: 300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete